

事務連絡
平成25年2月15日

健康福祉局高齢福祉部介護指導課長 様

健康福祉局健康部食品衛生課長

「亜塩素酸水」の食品添加物指定に伴う
「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について

このことについて、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課より事務連絡がありましたので、お知らせします。

なお、事務連絡にあります「漬物の衛生規範」については省略します。

(食品衛生係)

事 務 連 絡

平成25年2月1日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

「亜塩素酸水」の食品添加物指定に伴う「漬物の衛生規範」
及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について

「亜塩素酸水」を食品添加物に指定した件については、本日付け食安発 0201 第 2 号にて通知したところですが、亜塩素酸水を原材料の野菜・果実に使用可能な殺菌剤として追加した改正後の「漬物の衛生規範（昭和 56 年 9 月 24 日付け環食第 214 号別紙（最終改正：平成 25 年 2 月 1 日付け食安発 0201 第 2 号））」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添（最終改正：平成 25 年 2 月 1 日付け食安発 0201 第 2 号））」を送付いたしますので、関係者への周知等を行う際に御活用ください。

